

## 【表紙】

【提出書類】	有価証券報告書の訂正報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条の2第1項
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成22年3月9日
【事業年度】	第105期（自平成20年4月1日至平成21年3月31日）
【会社名】	日本鑄鉄管株式会社
【英訳名】	NIPPON CHUTETSUKAN K.K.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 秋田 眞次
【本店の所在の場所】	東京都中央区築地二丁目12番10号 （築地MFビル26号館内） （同所は登記上の本店所在地であり、実際の業務は「最寄りの連絡場所」で行っております。）
【電話番号】	0480（85）1101（代）
【事務連絡者氏名】	代表取締役常務 深澤 寛
【最寄りの連絡場所】	埼玉県南埼玉郡菖蒲町昭和沼1番地 （日本鑄鉄管株式会社本社・工場） （注）平成22年3月23日より市町村合併に伴い、日本鑄鉄管株式会社本社・工場の住所は下記に変更いたします。 最寄りの連絡場所 埼玉県久喜市菖蒲町昭和沼1番地
【電話番号】	0480（85）1101（代）
【事務連絡者氏名】	代表取締役常務 深澤 寛
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 （東京都中央区日本橋兜町2番1号）

1 【有価証券報告書の訂正報告書の提出理由】

平成21年6月30日に提出いたしました第105期（自平成20年4月1日至平成21年3月31日）有価証券報告書の添付書類のうち、定款の一部に誤りがありましたので、これを訂正するため有価証券報告書の訂正報告書を提出するものであります。

2 【訂正事項】

定款

3 【訂正箇所】

定款の訂正箇所には\_を付して表示しております。

訂正前	訂正後
<p>（議長）</p> <p>第15条 株主総会の議長は、取締役社長がこれにあたり、取締役社長に事故がある場合は、第13条第2項後段の規定を準用する。</p>	<p>（議長）</p> <p>第15条 株主総会の議長は、取締役社長がこれにあたり、取締役社長に事故がある場合は、第12条第2項後段の規定を準用する。</p>
<p>（代表取締役及び役付取締役）</p> <p>第21条（条文省略）</p> <p>（条文省略）</p> <p>取締役社長に事故がある場合は、第13条第2項後段の規定を準用する。</p>	<p>（代表取締役及び役付取締役）</p> <p>第21条（条文省略）</p> <p>（条文省略）</p> <p>取締役社長に事故がある場合は、第12条第2項後段の規定を準用する。</p>
<p>附則</p> <p>第1条 <u>当会社の株券喪失登録簿の作成及び備置きその他株券喪失登録簿に関する事務は、これを株主名簿管理人に委託し、当社においては取扱わない。</u></p> <p>第2条 <u>前条及び本条は、平成22年1月5日まで有効とし、平成22年1月6日をもって前条及び本条を削るものとする。</u></p>	<p>（削る）</p>